

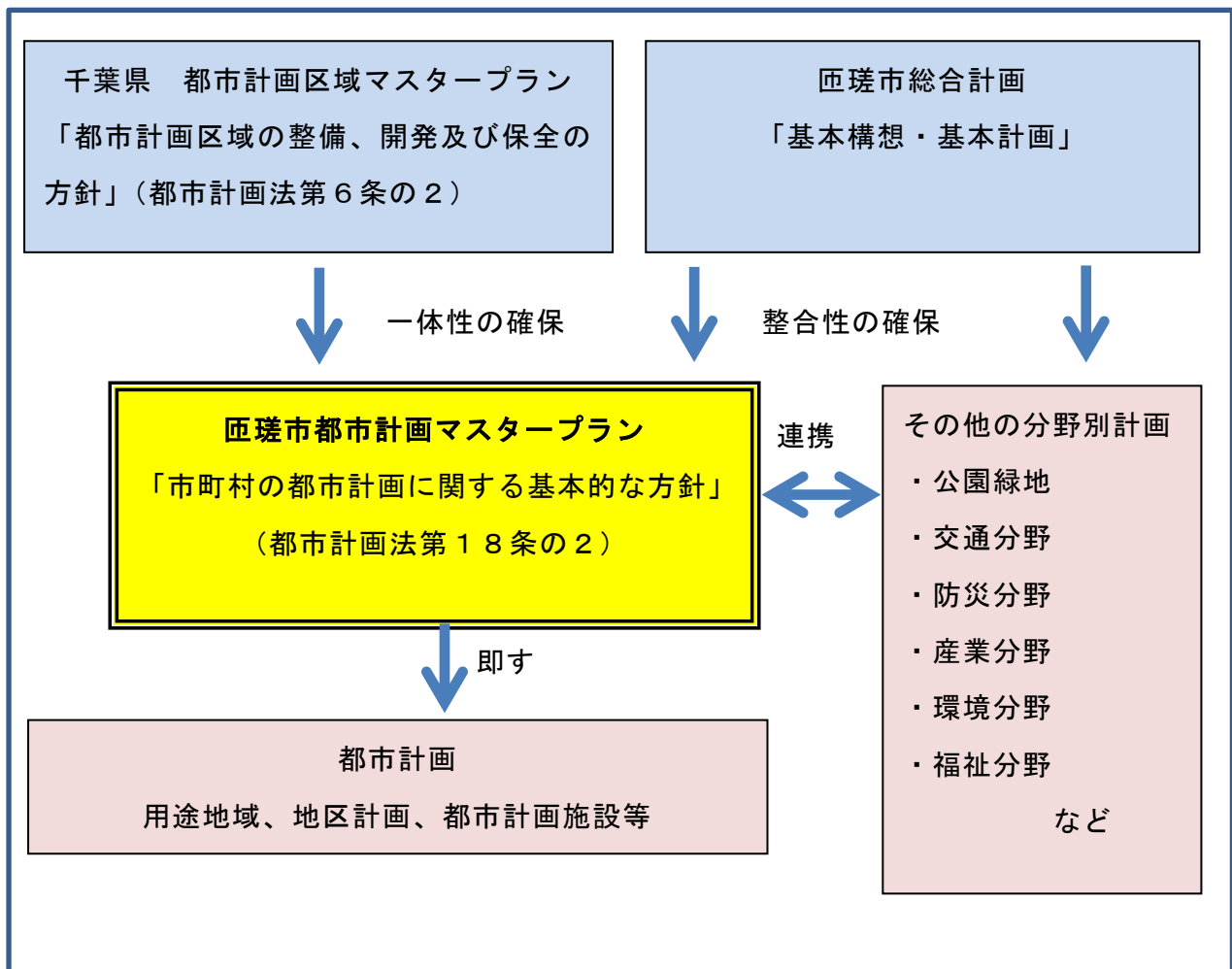
匝瑳市都市計画マスタープラン改定方針

1. 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市民の意見を反映して、都市の将来像や都市づくりの方向性を定めるもので、市の上位計画である「匝瑳市総合計画」との整合性や都市計画分野の上位計画である「千葉県都市計画区域マスタープラン」との一体性を確保する必要があります。

市が定める都市計画は、この都市計画マスタープランに沿って定められることになり、用途地域、地区計画、都市計画道路等の見直しなど、具体的な都市計画の決定・変更の際の指針となります。

【都市計画マスタープランの位置づけ】



2-1. 改定の背景

本市では、平成23年（2011年）5月に匝瑳市都市計画マスタープランを策定し、目標年次を平成31年度（2019年度）として、長期的な視点で継続的に都市づくりを進めてきました。

その後、平成28年に千葉県都市計画区域マスタープランが変更され、現在、第2次匝瑳市総合計画の策定作業が行われています。

このようなことから、都市計画分野の上位計画である千葉県都市計画区域マスタープランとの一体性及び第2次匝瑳市総合計画との整合性を図りながら、社会経済情勢の変化や本市を取り巻く新たなまちづくりの課題に対応した、匝瑳市都市計画マスタープランを改定するものです。

2-2. 改定のポイント

(1) 少子高齢化や人口減少への対応

- ・少子高齢化・人口減少を見据えた公共交通の充実や安全な道路・歩行環境、医療・福祉・商業等の都市機能の集積など、快適に暮らしやすい環境を整える必要があります。

(2) 地域の特性に応じた土地利用

- ・整備中の銚子連絡道路IC予定地周辺の土地利用の検討や中心市街地の活性化、地域資源を活かした産業振興などを図る必要があります。

(3) 交通体系に関する整備

- ・道路網の整備による地域間ネットワークの形成を図るとともに、長期間未整備状況にある都市計画道路については必要に応じて見直しを行う必要があります。

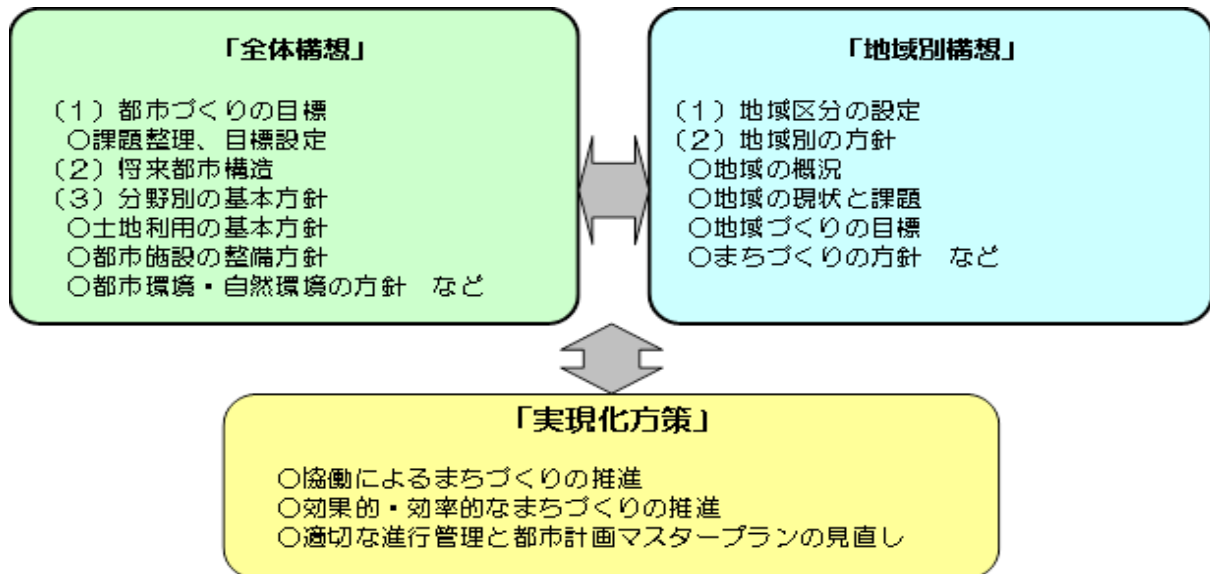
(4) 災害に強いまちづくり

- ・地震、豪雨等の自然災害に対する避難路や緊急輸送路等の確保、保水機能及び遊水機能を併せ持つ里山や農地の保全、都市下水路等の治水対策など、災害に強いまちづくりを目指す必要があります。

3. 計画の構成

- (1) 匝瑳市都市計画マスタープランは、全体構想、地域別構想及び実現化方策をもって構成します。

- (2) 全体構想は、都市づくりの課題を整理し、その改善策を踏まえた将来都市像の実現のために必要な都市構造や土地利用のあり方、その他都市づくりの方針を定めます。
- (3) 地域別構想は、全体構想に示された方針等を受け、地域ごとの将来像や整備方針等を定めます。
- (4) 実現化方策は、全体構想や地域別構想を実現するにあたっての方策の位置づけをします。



4. 目標年次

目標年次は、上位計画である第2次匝瑳市総合計画と整合を図り、令和13年度（2031年度）とします。

なお、社会情勢の変化や上位計画である千葉県都市計画区域マスタープランや関連計画の改定等により、乖離が生じた場合は、その内容を検証した上で必要に応じて計画の見直しを行います。

5. 改定体制

(1) 匝瑳市都市計画審議会

都市計画法第77条の2に基づく市の附属機関として、学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員、市民で構成し、市長の諮問に対して計画案を審議し、助言・答申をします。

(2) 匝瑳市都市計画マスタープラン改定委員会

学識経験者、関係団体、市民で構成し、庁内で作成した計画案について、多様な視点から検討を行い、案を取りまとめ市長へ提出します。

(3) 庁内体制

庁内においては「庁内検討会」（課長等で構成）及び「作業部会」（課長等が指名する職員で構成）を組織します。

庁内検討会では、作業部会にて取り組まれた計画案の検討調整を行い、改定委員会へ提出する案を作成します。

作業部会では、改定に必要な課題の整理及び解決策の検討、調査並びに資料の収集等改定に関する基礎的作業を行い庁内検討会へ提出する案を作成します。

(4) 市民等の意見聴取

計画の改定にあたっては、都市計画法第18条の2第2項に基づき、改定委員会で検討した全体構想や地域別構想に対する、地域別懇談会やパブリックコメントを実施します。

【都市計画マスタープラン改定体制図】

